



# 埼玉県報

第 3047 号  
平成 30 年(2018 年)  
10 月 19 日  
金曜日

## 目次

### 告示

- 予算の公表（財政課）
- 入間都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し（出納総務課）
- 県道鴻巣桶川さいたま線の区域の変更（北本県土整備事務所）
- 一般国道 463 号の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道川越所沢線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道飯能寄居線の供用の開始（飯能県土整備事務所）
- 県道大野東松山線の区域の変更（東松山県土整備事務所）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

# 告 示

## 埼玉県告示第千百十号

埼玉県議会平成三十年九月定例会において議決された平成三十年度埼玉県一般会計補正予算（第一号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成三十年十月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成30年度埼玉県一般会計補正予算（第1号）

平成30年度埼玉県一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,001,286千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,867,761,286千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		2,847,178	134,603	2,981,781
	1 分担金	286,472	10,762	297,234
	2 負担金	2,560,706	123,841	2,684,547
9 国庫支出金		149,697,332	777,537	150,474,869
	2 国庫補助金	41,707,587	777,537	42,485,124
13 繰越金		500,000	295,146	795,146
	1 繰越金	500,000	295,146	795,146
15 県債		235,682,000	794,000	236,476,000
	1 県債	235,682,000	794,000	236,476,000
歳入合計		1,865,760,000	2,001,286	1,867,761,286

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費		23,437,726	385,350	23,823,076
	5 農地費	8,953,602	385,350	9,338,952
8 土木費		114,723,377	1,302,347	116,025,724
	2 道路橋りょう費	48,397,391	690,069	49,087,460
	3 河川費	28,877,566	61,000	28,938,566
	4 都市計画費	25,335,095	551,278	25,886,373
10 教育費		489,338,615	294,589	489,633,204
	1 教育総務費	61,331,190	294,589	61,625,779
11 災害復旧費		24,452	19,000	43,452
	2 土木施設災害復旧費	9,550	19,000	28,550
歳出合計		1,865,760,000	2,001,286	1,867,761,286

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	県立学校大規模改修費	294,589

第3表 地方債補正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
土 木 施 設 災 害 復 旧 事 業	6,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業基盤整備事業	1,051,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る場合は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	1,159,000		(補正前に同じ。)	
道路事業	5,323,000	同	同上	同上	5,629,000		(同上)	
砂防事業	359,000	同	同上	同上	390,000		(同上)	
県単独街路事業	3,575,000	同	同上	同上	3,765,000		(同上)	



街 路 事 業	1,650,000	同	上	同	上	同	上	1,803,000	( 同	上 )
---------	-----------	---	---	---	---	---	---	-----------	-----	-----

## 告 示

### 埼玉県告示第千百一十一号

入間市から入間都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成三十年十月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

## 埼玉県告示第千百十二号

測量計画機関である深谷市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

深谷市

### 二 作業種類

公共測量（デジタル空中写真（地上画素寸法十二センチメートル））

### 三 作業地域

深谷市全域

### 四 作業期間

平成三十年十月十二日から平成三十一年七月五日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第千百十三号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年十月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県川越市石原町二丁目六十五番地九

田 邊 光 雄

二 取消年月日

平成三十年十月十二日

## 告 示

### 埼玉県北本県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月十九日

埼玉県北本県土整備事務所長 新 井 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鴻巣桶川さいたま線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
で	上尾市愛宕三丁目一七八四番六地先から同市愛宕三丁目一七九二番三地先まで	区 間
一四・一〇〇二四・六〇	一一・〇〇〇一八・一〇	敷地の幅員 (メートル)
	一四〇・〇〇	延長 (メートル)
	交差点改良事業による。	備 考

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月十九日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百六十三号
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>所沢市宮本町一丁目五六〇番五 地先から同市宮本町一丁目五六 〇番三地先まで</p>		<p>区 間</p>
<p>一六・八〇ゝ 二一・八〇</p>	<p>一三・七〇ゝ 一三・八〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一三・二〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>歩道整備事業による</p>		<p>備 考</p>



## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月十九日

埼玉県川越県土整備事務所長 磯 田 和 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越所沢線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
所沢市宮本町一丁目八七四番三 地先から同市宮本町一丁目八七 四番二地先まで		区 間
一二・四〇〃 一三・七〇	一〇・六〇〃 一一・八〇	敷地の幅員 (メートル)
九・七〇		延長 (メートル)
歩道整備事業による		備 考

## 告 示

### 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年十月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月十九日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

<p>県道飯能寄居線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>飯能市大字小久保字八幡沢二九二番 一地先から同市大字宮沢字滝沢二三番 三地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成三十年十月十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成三十年七月三十一日付け埼玉県飯能県土整備事務所長告示第七号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長二六〇・二五メートル</p>	<p>備 考</p>

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月十九日

埼玉県東松山県土整備事務所長 高 師 功

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 大野東松山線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
七九三番一地先まで	比企郡ときがわ町大字西平 字細入五九三番一地先から 同郡同町大字西平字細入二	区 間
六・七三〇三二・七〇	五・八八〇二三・四六	敷地の幅員 (メートル)
一一〇・六四		延長 (メートル)
道路改築工事		備考

## 告 示

### 埼玉県教委告示第三十三号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成三十年十月十九日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

#### 一 日時

平成三十年十月二十六日 午前九時三十分

#### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

#### 三 議題

イ 県議会平成三十年十二月定例会提出予定案件について

ロ その他